

第2部

出入国在留管理行政に係る主要な施策等

- 第1章 特定技能制度
- 第2章 外国人材の受入れ・共生のための取組
- 第3章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政
- 第4章 技能実習制度の運用状況
- 第5章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施
- 第6章 不法滞在・偽装滞在者への対策等
- 第7章 難民の適正かつ迅速な保護の推進
- 第8章 国際社会及び国際情勢への対応
- 第9章 広報活動と行政サービスの向上

第1章 特定技能制度

2018年12月8日、第197回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設され、2019年4月1日から運用が開始された。

特定技能制度の概要等は以下のとおりである。

第1節 制度概要

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられた制度である。

第2節 特定技能制度の運用に関する方針等

1 政府基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、2019年4月1日に施行された改正入管法第2条の3第1項の規定に基づき、政府基本方針を定めるものである。

政府基本方針においては、特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項のほか、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に関する基本的な事項や、特定産業分野において求められる人材に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項等が定められている（[図表75](#)）。

図表75 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

- 1 制度の意義に関する事項
 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っていただく外国人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

- > 特定技能外国人を受け入れる分野
 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
 > 人材が不足している地域の状況に配慮
 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
 > 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- > 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
 > 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介入防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
 > 人手不足状況の変化等への対応
 ○ 分野別運用方針の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたときと認められる場合には、関係機関及び分野別運用方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
 ○ 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
 > 治安上の問題が生じた場合の対応
 特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野別運用方針は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

- > 1号特定技能外国人に対する支援
 生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
 > 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
 > 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

技能水準	特定技能1号	特定技能2号
日本語能力水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
在留期間	ある程度日常生活ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
家族の帯同	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
	基本的に不可	可能

(※) 分野別運用方針が定める試験等で確認

2 分野別運用方針

分野別運用方針は、特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針であり、政府基本方針に則り、法務大臣が分野所管行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定めるものである。

改正法の成立・公布を受けて、2018年12月25日、政府基本方針とともに14の特定産業分野ごとの分野別運用方針が外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を経て閣議決定された。

分野別運用方針においては、特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項のほか、特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項や、その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項等が定められている（[図表76](#)）。

図表76 分野別運用方針について（14分野）

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 [13業務区分]	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・溶接 ・塗装 ・工業包装 [18業務区分]	直接
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・工業包装 ・溶接 ・塗装 [13業務区分]	直接
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ・表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 [19業務区分]	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6業務区分]	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1業務区分]	直接
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食品製造業	34,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接

		3 その他重要事項
分野		受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
国交省	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
	造船・船用工業	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと
農水省	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食品製造	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の事業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

3 二国間取決め

政府基本方針に則り、日本での就労を希望する外国人やその家族から保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者を排除するため、日本国政府と特定技能外国人の送出国政府との情報共有の枠組みの構築等を内容とする二国間取決めの作成に取り組んでいる。

第3節 特定技能制度の運用状況

1 特定技能在留外国人の受入れ状況

2020年8月末現在の速報値では、特定技能在留外国人数は7,538人であり、上位5位までの分野を見ると、飲食料品製造業2,674人、農業1,130人、外食業794人、産業機械製造業668人、素形材産業621人の順となっている。

また、2020年8月末現在の速報値では、特定技能に係る在留資格認定証明書交付件数が6,349件、在留資格変更許可件数が5,922件、登録支援機関登録件数が5,034件となっている。

今後、特定技能の許可を受けられる外国人の方は着実に増加していくものと考えている。

2 特定技能試験等の実施状況

出入国在留管理庁は、分野所管省庁と連携し、国内外において試験実施を促進することにより、2020年8月末現在、国外においては、6か国（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル及びミャンマー）・13分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業）、国内においては、9分野（介護、ビルクリーニング、建設、造船・船用工業、航空、宿泊、農業、飲食料品製造業及び外食業）が実施済みとなっている。

また、技能試験の合格者数についても順調に増加し、2020年8月末現在で1万6,307人に上っている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2020年3月から5月にかけて、多くの国内外で予定していた試験が中止になっていたが、同年8月末現在では、国内試験は7分野（介護、ビルクリーニング、建設、宿泊、農業、飲食料品製造業及び外食業）、国外試験は5分野（介護、自動車整備、農業、飲食料品製造業及び外食業）において特定技能に係る技能試験が今後予定されるなど、再開の兆しが見受けられる。新型コロナウイルス感染症の今後の状況次第ではあるが、国内外における試験の実施、送出手続の整備に向けた働きかけの実施、各分野の実情を踏まえたマッチング支援を推進するなどして、特定技能外国人の円滑な受入れを促進していきたいと考えている。

3 二国間取決めの状況

2020年8月末現在で、12か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン及びタイ）との間で作成している。

なお、同取決めに基づき、各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。

第4節 特定技能制度の円滑な運用に向けた取組

1 分野別運用方針の見直し

建設分野において、「とび」、「建築大工」、「配管」、「建築板金」、「保温保冷」、「吹付ウレタン断熱」及び「海洋土木工」の計7つの業務区分を追加するなどの分野別運用方針の一部変更を行った（令和2年2月28日閣議決定）。

2 分野別運用要領の見直し

介護分野について、EPA 介護福祉士候補者として4年間の就労・研修に適切に従事した者については、「特定技能1号」への移行のための技能水準及び日本語能力水準を満たすものとして、試験を免除する取扱いとする介護分野に係る分野別運用要領の改正を行った（令和元年5月10日改正）。

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有するものと評価し、試験を免除するなどした分野別運用要領の改正を行った（令和元年11月29日改正）。

3 試験方針の見直し

在留資格「特定技能」に係る試験については、「「特定技能」に係る試験の方針について」（2019年2月法務省入国管理局）（以下「試験方針」という。）を定め、これに基づき、分野を所管する関係省庁等により試験が実施されている。

2019年12月20日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が改訂され、その中で、特定技能外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進のため、試験に係る受験対象者の拡大を図る旨決定されたため、見直しを行った。

従来、国内での受験対象者は、「中長期在留者及び過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者」とするなど、受験対象を限定していたところ、これを「在留資格を有する者」として在留資格をもって在留する者については一律に受験を認めることなど、国内試験の受験資格の見直しを行い、2020年1月30日、試験方針を改正し、同年4月1日から施行している。

第2章 外国人材の受入れ・共生のための取組

第1節 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

1 経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを拡充するため、新たな在留資格を創設することとされ、併せて、外国人の受入れ環境整備を行うため、法務省が総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たし、関係省庁、地方公共団体との連携を強化することとなった。

これを受け、2018年7月24日の閣議において、法務省に、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を付与することが決定されるとともに、新たな外国人材の受入れ及び受入れ環境の整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を設置することとなった。

そして、2018年12月25日に開催された第3回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が決定された。

2019年6月18日には、外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題を中心に総合的対応策の内容を充実させるものとして「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（以下「充実策」という。）が取りまとめられ、充実策の方向性に沿って、2019年12月20日に総合的対応策の改訂を行い政府一丸となって関連施策を着実に推進してきた。

さらに、2020年7月14日には、これまでの関連施策の実施状況も踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から総合的対応策を改訂した（令和2年度改訂）。

2 概要

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

総合的対応策（令和2年度改訂）には、191施策が盛り込まれている（[図表77](#)）。主な施策は次のとおり。

- ・外国人材の受入れ促進のための就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援
- ・暮らしやすい地域社会づくりのための外国人受入環境整備交付金を通じた地方公共団体への支援拡大
- ・2020年7月6日に開所した「外国人在留支援センター」における関係機関と連携した効果的・効率的な支援の実施
- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の一層の充実
- ・日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- ・外国人児童生徒の就学機会を適切に確保するための学齢簿の作成等の促進

図表77 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。
→**現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。**

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
○ 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映
- (2) 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

- (1) 特定技能外国人のマッチング支援策等
○ 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
○ 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- (2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
○ 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
○ 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
○ 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
○ 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
○ ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援
- (3) 悪質な仲介事業者等の排除
○ ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化
- (4) 海外における日本語教育基盤の充実等
○ 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
○ 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
➢ 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
○ 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
○ 「外国人材在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
○ やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
○ 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
○ 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底
- 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
○ 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携
- (2) 生活サービス環境の改善等
➢ 災害発生時の情報発信・支援等の充実
○ 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用促進
➢ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
○ 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充
- 住宅確保のための環境整備・支援
○ 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成
- 金融・通信サービスの利便性の向上
○ 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- (3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
○ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
○ 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
○ 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
○ 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
○ 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施
- (4) 外国人の子供に係る取組
○ 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極的な実施
○ 集住地域・散住地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
○ 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
○ 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目的とした取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
○ 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）
- (5) 留学生の就職等の支援
○ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
○ 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
○ 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化
- (6) 適正な労働環境等の確保
○ 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化
- (7) 社会保険への加入促進等
○ 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
○ 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
○ 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
○ 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
○ 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
○ 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討
- (2) 在留管理基盤の強化
○ 日本語能力試験（JLPT）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施
- (3) 留学生の在籍管理の徹底
○ 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- (4) 技能実習制度の更なる適正化
○ 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
○ 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施
- (5) 不法滞在者等への対策強化
○ 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

※下線は令和元年12月総合的対応策（改訂）からの変更

第2節 出入国在留管理庁が関わる主な取組

1 一元的相談窓口

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の整備・拡充の取組を「外国人受入環境整備交付金」(以下「交付金」という。)により財政的に支援している。2019年度は、146の地方公共団体に、2020年度は9月1日現在で189の地方公共団体に交付決定を行った。交付金の決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切に情報提供を行うことが期待されている。

なお、2020年3月10日から2021年3月31日までの間、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供等を行うために特別な体制をとる場合は、交付金の運営費について交付限度額の倍額まで増額する措置をした。



一元的相談窓口の風景

2 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

2019年4月から地方出入国在留管理局に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口で地方出入国在留管理局職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っている。

また、受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体等との連携・協力、地域における情報収集等を充実・強化すること等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例などの有益な情報を、地方公共団体等に展開している。

3 生活・就労ガイドブック

出入国在留管理庁では、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、14言語^(注)で掲載している。



生活・就労ガイドブック（日本語版及びベトナム語版）

4 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

2020年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、同年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定した。

このガイドラインについては、法務省の外国人生活支援ポータルサイトに掲載している。また、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及を推進していく。

(注) 日本語（やさしい日本語版を含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア語）、フィリピン語及びモンゴル語。

5 外国人在留支援センターの開所

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、2020年7月6日に新宿区のJR四ツ谷駅前外国人在留支援センターを開所した。同センターにおいては、入居機関である東京出入国在留管理局や法テラス、東京法務局人権擁護部等の4省庁8機関が連携して外国人からの相談対応を行うほか、地方公共団体の担当職員への研修、情報提供等を行っている。さらに、同センターにおいては、ハローワーク等が外国人留学生向け説明会、研修等を開催し、外国人の雇用の促進を図っている。

このような外国人の在留を支援する拠点を整備することにより、外国人の受入れ環境の整備を一層総合的かつ効果的に進めていく。



外国人在留支援センター（相談窓口風景）

コラム 入管行政の最前線から（受入環境調整担当官の声） （東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門：下村 美和）

「受入環境調整担当官」をご存じでしょうか。法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うことになったことに伴い（平成30年7月24日閣議決定）、2019年4月1日に各地方出入国在留管理局・支局に配置された入国審査官です。受入環境調整担当官は、外国人の受入環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関から意見聴取を行い、また、在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施等の業務を主に行っています。

私は横浜支局の受入環境調整担当官として、神奈川県内のほぼ全ての市町村担当者や外国人支援団体に対し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」をはじめとする、外国人の受入環境整備に係る国の取組についての情報共有を行うことから活動を開始しました。往訪先の多くは、出入国在留管理庁が外国人との共生のための取組を開始したことに対して驚くとともに、この取組を歓迎し、理解・協力する姿勢を示してくださいました。

また、県内で開催される多文化共生に関するフォーラムや勉強会にも積極的に参加しました。そのような場に参加するたびに、外国人への在留支援が、安全・安心な生活につながり、ひいては、適正な在留活動にも資するという、従来の「在留管理」とは異なる視点に気付かされ、これまでとは異なる観点も意識して業務に当たる必要性を強く感じ、刺激を受けました。

長年、外国人の在留管理に携わってきた私にとって、受入環境調整担当官の仕事を通して意識啓発されることが多かったと感じています。

少子高齢化がますます進み、稼働年齢層1.5人で1人の高齢者を支える2040年問題などが迫る将来、国籍にかかわらず、共に生きる外国人は大切な社会を構成する一員です。入管職員一人一人がこうした意識をもって業務に従事し、公正な出入国在留管理と外国人との共生社会の実現に寄与していきたいと思えます。



受入環境調整担当官

第3章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政

第1節 高度外国人材の受入れの推進

1 高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要

我が国は、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置（以下「高度人材ポイント制」という。）を2012年5月から導入し、高度外国人材の受入れを促進している。高度人材ポイント制とは、我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質を持つ外国人を対象に、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が70点に達した外国人を「高度外国人材」と認定し、出入国在留管理上の優遇措置を講じるものである。

制度導入後、2013年5月に第6次出入国管理政策懇談会から法務大臣に対し高度人材ポイント制の見直しが提言されるとともに、同年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」においても、同制度の見直しを行い、同年中に新たな制度を開始することとされた。これらを踏まえ、入国管理局（当時）は、2013年12月17日、高度外国人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを目的として法務省告示を改正した（同月24日施行）。

高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れをより一層促進するために、それまで「特定活動」の在留資格を付与していた高度外国人材を対象として、新たな在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」が2014年の入管法改正により新設された。

2 高度専門職1号及び2号

2014年の入管法改正によって新設された在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」は、いずれも、主体が「法務省令で定める基準に適合」する者に限られているところ、これを受けて「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」（平成26年法務省令第37号）を制定し、その要件を定めた。その要件として、「高度専門職1号」については、従前から「特定活動」の在留資格によって運用してきた高度人材ポイント制の要件をそのまま踏襲し、「学歴」、「職歴」、「年収」の項目ごとに定めたポイントの合計が70点以上であることを求めている。また、「高度専門職2号」については、「高度専門職1号」と同じくポイントの合計が70点以上であることを求めるほか、「高度専門職1号」の在留資格をもって我が国に3年以上在留してその活動を行っていたこと、素行が善良であること及び我が国の利益に合すると認められることという要件を定めている。

(1) 高度専門職1号の優遇措置

- ア 在留期間「5年」の付与
- イ 複合的な在留活動の許容
- ウ 配偶者の就労^(注1)
- エ 一定の条件^(注2)の下での親の帯同

(注1) 在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等に該当する活動の場合には、学歴又は職歴に関する一定の要件を満たさずとも高度外国人材の配偶者としての在留資格で就労可能。

(注2) 7歳未満の子を有する場合又は高度外国人材若しくはその配偶者が妊娠中の場合。

- オ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- カ 一定の条件(注)の下での家事使用人の帯同
- キ 入国・在留手続の優先処理

(2) 高度専門職2号の優遇措置

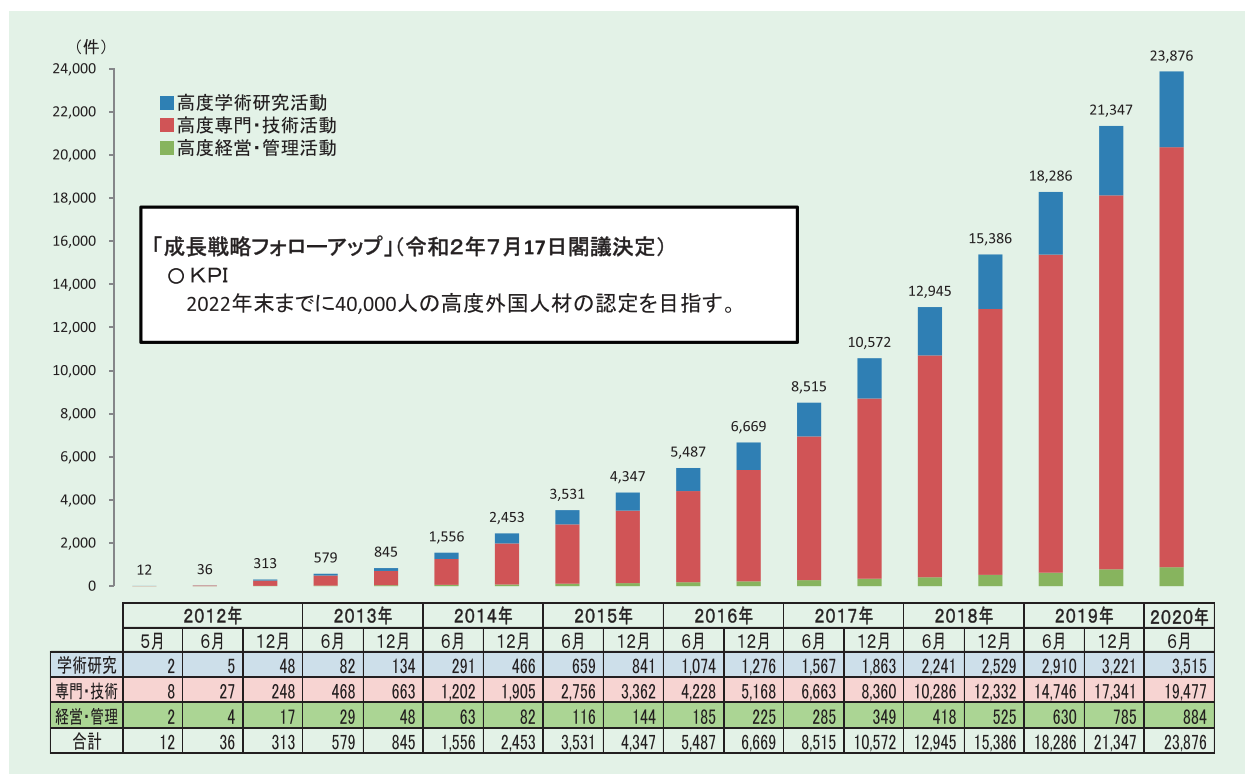
- ア 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
- イ 在留期間が無期限となる
- ウ 前記(1)ウからカまでの優遇措置が受けられる

なお、「高度専門職2号」は、「永住者」と同様に、在留期間の制限がなく、また、上陸時に付与されることのない在留資格である。しかし、高度外国人材としての活動を行っていることが求められる点で、活動制限のない「永住者」とは異なっており、高度外国人材としての活動を継続して6か月間以上行わないで在留することが在留資格取消事由とされているほか、所属機関(勤務先等)を法務大臣に届け出る義務があるなど、「永住者」にはない制約が課されている。一方で、一定の条件の下での親や家事使用人の帯同等、「永住者」には認められない出入国在留管理上の優遇措置が認められている。

3 受入れの現状

2012年5月の制度開始後、2013年末までの累計認定件数は845件と低調であったが、同年12月の制度改正後は、新規認定件数は顕著に増加しており、制度開始から2020年6月末までに、高度外国人材として2万3,876人を認定している。令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、2022年末までに4万人の認定を目指すこととされた(図表78)。

図表78 高度人材ポイント制の認定件数(累計)の推移



(注) 13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有する場合。

4 永住許可申請に要する在留期間の見直し後の運用状況

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討」として、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設すること、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進すること等とされた。

これを受け、高度外国人材の永住許可申請のために必要な継続した在留歴を従前の5年から3年（特に高度な能力を有する人材（ポイントの合計が80点以上）は1年）に短縮するとともに、ポイント加算項目の追加を行うこととし、2017年4月から運用が開始されたところ、当該運用による2020年3月末までの永住許可件数は4,179件である。

第2節 国家戦略特区における外国人材の受入れ

1 創業人材

国家戦略特別区域において外国人起業家の受入れを促進することにより、当該区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」が特例措置として規定された。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、本事業実施区域の属する地方公共団体が、在留資格「経営・管理」で入国しようとする外国人について創業事業計画の実現可能性を審査し、事業の安定性及び継続性に係る一定の要件を満たしていることを確認した場合には、通常は上陸時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後6月が経過するまでの間に満たせばよいこととして入国を認め、国家戦略特別区域内での創業活動を特例的に認めるものである。

2020年3月、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドラインを策定し、在留資格「留学」をもって本邦に在留する外国人についても、本事業を活用して創業活動を行おうとする場合であって、一定の要件を満たす場合には、在留資格「経営・管理」への変更を認めることとした。また、同ガイドラインにより、本事業を活用して創業活動を行う外国人から、引き続き創業活動を行うことを目的として在留期間更新許可申請があった場合には、コワーキングスペースやシェアオフィス等を事業所として利用しているものであっても、一定の要件を満たせば、これを事業所として取り扱い最大1年間の更新を認めることとした。

2020年7月現在、東京圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：東京都全域及び神奈川県全域）、福岡市・北九州市国家戦略特別区域（同：福岡市全域及び北九州市全域）、新潟市国家戦略特別区域（同：新潟市全域）、広島県・今治市国家戦略特別区域（同：広島県全域及び今治市全域）、仙台市国家戦略特別区域（同：仙台市全域）及び愛知県国家戦略特別区域（同：愛知県全域）において運用が開始されている。

2 家事支援人材

国家戦略特別区域において家事支援活動を行う外国人について、在留資格「特定活動」の告示に該当するものとみなす「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により、特例措置

として規定された。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、本事業実施区域の属する地方公共団体及び関係府省（内閣府、法務省、厚生労働省及び経済産業省）で構成される第三者管理協議会が関与する適正な受入れの確保のための枠組み（特定機関の基準適合の確認、監査の実施等）の下で、特定機関との雇用契約を締結した外国人家事支援人材が、利用世帯において、家事支援活動（炊事・洗濯・掃除・買い物等）を行うことを特例的に認めるものである。

外国人家事支援人材が本事業に基づく家事支援活動を行うことができる期間は、従来通算3年までとされていたが、2020年3月、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく指針の変更により、通算5年までに延長された。

2020年7月現在、東京圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：東京都全域、神奈川県全域及び千葉市全域）、関西圏国家戦略特別区域（同：大阪市全域、豊中市全域、池田市全域、箕面市全域、守口市全域、枚方市全域、寝屋川市全域、門真市全域及び兵庫県全域）及び愛知県国家戦略特別区域（同：愛知県全域）において運用が開始されている。

3 農業支援人材

農業分野における外国人材の活用を図ることにより、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、国家戦略特別区域において農業支援活動を行う外国人について、在留資格「特定活動」の告示に該当するとみなす「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）により、特例措置として規定された（2017年9月22日施行）。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、本事業実施区域の属する地方公共団体及び関係府省（内閣府、法務省、厚生労働省及び農林水産省）で構成される適正受入管理協議会が関与する適正な受入れの確保のための枠組み（特定機関の基準適合の確認、監査・巡回指導の実施等）の下で、特定機関との雇用契約を締結した外国人農業支援人材が、特定機関と労働者派遣契約を締結した派遣先である農業経営体等において、農業支援活動（生産、製造、加工等）を行うことを特例的に認めるものである。

2020年7月現在、関西圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：京都府全域）、新潟市国家戦略特別区域（同：新潟市全域）、愛知県国家戦略特別区域（同：愛知県全域）及び沖縄県国家戦略特別区域（同：沖縄県全域）において運用が開始されている。

なお、農業が特定産業分野に位置付けられたことに鑑み、2019年6月11日、国家戦略特区諮問会議において、本事業を段階的に特定技能制度に移行することが決定され、新たに外国人農業支援人材を受け入れる場合には、2020年3月31日までに当該人材を入国させるよう努めることとされた。

4 海外需要開拓支援人材

クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材の受入れニーズに機動的に対応し、外国人材の修得した専門的な知識・技能が企業等で最大限活用されるようにするため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）により、「国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業」が特例措置として規定された（2017年9月22日施行）。

本事業は、行おうとする海外需要開拓支援等活動が在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当する場合であって、現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経

験と同等の知識・技能等の水準について内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができる」と認められた場合において、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、上陸基準省令の特例として政令で定める海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準を上陸基準省令で定める基準とみなし、当該基準に該当する場合には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」により入国を認めるものである。

5 高度人材ポイント制に係る特別加算

高度人材外国人の受入れを促進し、もって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（平成31年内閣府、法務省令第1号）により「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」が特例措置として規定された（2019年3月15日施行）。

本事業は、本事業実施区域の属する地方公共団体が補助金の交付等により支援する本邦の公私の機関において就労する外国人について、在留資格「高度専門職」の在留諸申請時に10点のポイント加算を認めるものである。

2020年7月現在、東京圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：東京都全域）及び広島県・今治市国家戦略特別区域（同：広島県全域）において運用が開始されている。

6 日本語教育機関の卒業生等

海外の大学又は大学院を卒業又は修了した外国人留学生の日本企業への就職を促進し、もって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、2020年2月、「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」を特例措置として定めた。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、本事業実施区域の属する地方公共団体の確認を受けた日本語教育機関を卒業又は修了する外国人留学生が一定の要件を満たす場合に、卒業又は修了後から最大1年間、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」を特例的に付与するものである。

2020年7月現在、福岡市・北九州市国家戦略特別区域（本事業実施区域：北九州市全域）において運用が開始されている。

第3節 その他の措置

1 建設・造船分野における緊急的・時限的措置

復興事業の更なる加速化や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、建設分野における外国人材の活用に関する関係閣僚会議（2014年4月4日）において、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、当面の緊急措置として、特別な監理体制の下で、建設分野での技能実習を修了した外国人について、「特定活動」の在留資格により、原則として最大2年間（技能実習終了後、本国に1年以上帰国していた者は最大3年間）、我が国で建設業務に従事することを認めることとした。

これを受けて、2014年8月に本措置の具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（国土交通省告示。以下「建設告示」という。）が公示され、2015年1月から優良な監理団体等の認定事務を開始し、同年4月から本措置の対象となる外国人建設就労者の受入

れを行っている。

また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても、「[日本再興戦略]改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講じることとされたため、2014年12月に本措置の具体的な内容を定める「外国人造船就労者受入事業に関する告示」(国土交通省告示。以下「造船告示」という。)が公示され、2015年1月から優良な監理団体等の認定事務を開始し、同年4月から本措置の対象となる外国人造船就労者の受入れを行っている。

2017年10月には、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「建設分野においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直し、造船分野においても同様に運用を見直す」旨の記載がされたこと及び技能実習法が2017年11月1日に施行され、第3号技能実習生の受入れが可能となることを受けて、建設告示及び造船告示が改正され、これらの受入事業に基づいて、外国人が就労可能な期間が最長で2022年度末まで延長(新規の受入れは2020年度末まで)されたほか、原則として第2号技能実習の修了後特定活動の開始前に1か月以上、第3号技能実習の修了後特定活動の開始前に1年以上(第2号技能実習の修了後第3号技能実習の開始前に1年以上の帰国期間を経ている場合には、1か月以上)の帰国期間が必要とされ、就労期間については、原則として最大2年間(第2号技能実習修了後、本国に1年以上帰国していた場合又は第3号技能実習を修了している場合には、最大3年間)となった。また、2019年9月に建設告示及び造船告示が改正され、一時帰国(1か月以上1年未満)の時期について、第2号又は第3号技能実習の修了後、これまでの「特定活動の開始前」に加え、「特定活動の開始後1年以内」であっても認められることとなった。

2 クールジャパンに関わる外国人材の受入れの促進

(1) ファッションデザイン教育機関からの就労

クールジャパンに関わる外国人材の受入れを促進するため、2018年3月から、留学生の受入れを認めているファッションデザイン教育機関(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第四において、設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関として告示されているファッションデザイン分野の民間教育機関をいう。)のうち、専門的な知識及び技術を修得することが可能と認められる専攻科を卒業した留学生については、本邦企業等への就職を目的とする在留資格変更許可の対象として取り扱うこととした。

(2) 外国人調理師・製菓衛生師の受入れ

農林水産省は、出入国在留管理庁と連携し、日本料理の海外普及を目的として、2014年2月から調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生に「特定活動」の在留資格により、日本料理の調理に係る活動を、5年を上限として認める「日本料理海外普及人材育成事業」を実施してきた。同事業については、2019年11月、名称を「日本の食文化海外普及人材育成事業」に改め、製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生を対象に加えるとともに、受入機関についても日本料理に限らない飲食店、製パンを含む製菓小売店、ホテル・旅館等へ拡充し、日本料理以外の調理や製菓も対象として、クールジャパンに関わる外国人材の受入れの更なる促進を図った。

3 日系四世の更なる受入れ

日系四世については、定住者の在留資格をもって在留する日系三世の扶養を受ける未成年で

未婚の実子に限り日本への入国・在留が認められていたところ、国会における審議を受け、2017年2月に、安倍内閣総理大臣から金田法務大臣に、日系四世の更なる受入れについて検討するように指示があった。これを受け日系四世の若者を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と外国の日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とした制度を創設することとし、2018年7月から施行された。

この制度では、ワーキングホリデー制度と同様の入国要件を基本的に課しつつ、本制度独自の要件として、一定の日本語要件を入国時及び在留期間更新時に求めるほか、日系四世に対し入国・在留に係る支援を行う「日系四世受入れサポーター」の確保を必須としている。本制度で受け入れられた日系四世は、最長で通算5年間、日本語を含む日本文化等を理解するための活動に従事するとともに、当該活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風営法関係の業務に従事する活動は除く。）を行うことが可能となる。

4 在留資格手続のオンライン化

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を2018年度から開始することとされた。

これを受け、一定の要件を満たす所属機関の職員並びに当該所属機関から依頼を受けた弁護士、行政書士等が、申請人からの依頼に基づき、在留期間更新許可申請並びにこれと同時にを行う再入国許可申請及び資格外活動許可申請をオンラインで行うことを可能とし、2019年3月に利用申出の受付を開始、同年7月に申請の受付を開始した。

また、2020年3月に対象手続を在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請及び就労資格証明書交付申請に拡大した。

5 外国人起業家の受入れの推進

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、起業家の更なる受入れの拡大に向けた措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援するプログラムを2018年度中に開始することとされた。

これを受けて、国及び地方公共団体の適正な管理・支援の下、最大1年間の起業活動のための入国・在留を認める制度として、経済産業省告示である「外国人起業活動促進事業に関する告示」により、地方公共団体が外国人起業活動促進事業を行うための手続や、受入れの対象となる外国人起業家の範囲等の具体的内容が定められ、これに基づいて法務省告示等の改正を行い、2018年12月28日に公布・施行された。

改正された法務省告示によって、経済産業省告示に従って地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、出入国在留管理手続上、1年を超えない期間で、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することが認められることとなった。

6 留学生の適正な受入れの推進

(1) 留学生の就職支援

2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされ、また、2018年12月に関係閣僚会議で取りまとめられた「総合的対応策」においても、留学生の就職できる業種の幅を広げることとさ

れた。

そこで、優秀な外国人材の定着促進を図り、我が国経済社会の活性化に資することが期待される留学生の日本国内における就職の機会を拡大するために、「特定活動」の在留資格に係る告示が改正され、2019年5月30日に公布・施行された。これにより、本邦の大学や大学院を卒業した留学生について、本邦の大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を活かした業務に従事する場合には、日本語能力試験N1レベル等の高い日本語能力を有すること、常勤の職員であること、日本人と同等額以上の報酬を受けることなど、一定の条件の下で、その就労できる業務内容を幅広く認めることとした。

(2) 日本語教育機関の適正化

外国人留学生を受け入れる日本語教育機関については、適切な学習環境の継続的な確保など教育機関としての適正化が図られていることが必要である。この点に関連し、平成30年末に関係閣僚会議で了承された「総合的対応策」を踏まえ、日本語教育機関の告示基準について一部改正を行い、告示からの抹消に係る全生徒の出席率や全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準の厳格化や、告示基準適合性に係る定期的な点検結果・日本語能力に係る試験結果等に係る報告の義務化の見直しについて、2019年9月1日に施行した。

(3) 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

日本での就労を目的とした留学生の安易な受入れや不十分な在籍管理により、所在不明者等を多数発生させていることが、不法滞在や不法就労等につながっている実態が懸念されることから、留学生の在籍管理の徹底について対策を講じることが必要である。

これを踏まえ、所在不明者等の発生状況に応じ、文部科学省において在籍管理状況等を調査、改善指導を実施し、改善が見られない場合は、在籍管理非適正大学として出入国在留管理庁に通告し、出入国在留管理庁においては、これらの大学等に対し、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止するといった在留資格審査の厳格化や、大学等名を文部科学省と同時に公表することなどを内容とした対応方針を文部科学省との連名で策定し、2019年6月11日に公表した。

7 「永住許可に関するガイドライン」の改定

第197回国会（臨時会）において成立した入管法等改正法により、2019年4月1日、在留資格「特定技能」が新設されたことに伴い、「永住許可に関するガイドライン」において、同資格の取扱いについて明記するとともに、同ガイドラインの内容の明確化を図ることを目的として、2019年5月31日、「永住許可に関するガイドライン」が改定された。

具体的には、在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」については、「永住許可のガイドライン」のただし書にある就労資格から除くとともに、国益要件のうち納税義務等公的義務について、納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務を適正に履行していることを明記した。

8 「介護」の上陸基準省令の改正

改正前の在留資格「介護」に係る上陸基準省令では、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者に限り、在留資格「介護」が認められていたところ、2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日

本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。」とされたことを受け、介護福祉士養成施設を卒業した者だけでなく、実務経験ルート等から介護福祉士の資格を取得した者についても在留資格「介護」が認められるよう、在留資格「介護」の上陸基準省令が改正され、2020年4月1日に公布・施行された。

第4章 技能実習制度の運用状況

2016年11月18日、第192回国会において、技能実習法が成立し、同月28日に公布、2017年11月1日に施行された。

技能実習法施行による技能実習制度の運用状況は以下のとおりである。

第1節 制度の拡充状況

1 優良な監理団体等への実習期間の延長

技能実習制度においては、優良な監理団体及び実習実施者の下で技能実習を行う場合に限り、第1号技能実習（1年間）、第2号技能実習（2年間）に続き、第3段階となる第3号技能実習（2年間）が可能となったところ、制度開始以降、第2号技能実習修了後、一旦、本国に帰国していた元技能実習生が改めて第3号技能実習生として新規入国するなど、制度の活用が進んでいる（[図表4](#)参照）。

2 対象職種の拡大

技能実習制度の下、介護職種（介護作業）等、移行対象職種が随時追加されている（2020年10月1日現在、82職種148作業）。また、企業単独型技能実習における社内検定を活用した企業独自の職種として、2017年7月、空港グランドハンドリング職種（航空機地上支援作業等）が移行対象職種・作業として追加されている。

第2節

技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた新たな取組

1 事業協議会

事業所管大臣は、業種ごとの関係団体を構成員とし、問題事案の情報共有や自主基準の審査などを通じて、当該事業分野における技能実習の適正化につなげることを目的とする事業協議会を組織することができる」とされているところ、農林水産省では2017年12月13日に漁業技能実習事業協議会、2018年6月5日に農業技能実習事業協議会を、国土交通省では同年2月19日に外国人技能実習制度自動車整備事業協議会、同年3月26日に建設分野技能実習に関する事業協議会を、経済産業省では同月23日に繊維産業技能実習事業協議会を、それぞれ設置・開催し、以降、随時、協議会を重ね、それぞれの事業分野の技能実習の適正化に向けた情報共有及び自主的なガイドラインの作成等を行っている。

2 地域協議会

技能実習生を受け入れている地域ごとに課題等が異なる中で、国や都道府県の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、技能実習制度の適正化に向けた取組等について地域レベルで情報共有等を図るため、全国8ブロック単位（北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国及び九州）で地域協議会を開催することとされたところ、2018年6月から7月にかけて、全ての地区においてそれぞれ第1回となる地域協議会が設置・開催され、各地域における技能実習の適正化に向けた取組についての情報共有及び議論が行われた。2020年6月から9月にかけて、それぞれ第3回の地域協議会が開催され、各地域に情報共有等が行われた。



地域協議会の風景

3 二国間取決め（MOC）

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、2019年末現在、14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア）との間で作成を行った。また、法務省では同取決めに基づき、厚生労働省、外務省及び外国人技能実習機構とともに、相手国政府との間の意見交換を順次実施するとともに、更に相手国における制度説明セミナーに出席するなど、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出機関の適正化のための要請等に努めている。



二国間取決めに基づく意見交換の風景

4 技能実習生の保護

技能実習生の保護を図るため、法務省では、技能実習制度を共管する厚生労働省とともに外国人技能実習機構による技能実習生に対する保護対策を指導している。現在、外国人技能実習機構においては、主な技能実習生の母国語である中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語（フィリピン語）、英語、タイ語、カンボジア語及びミャンマー語による通報・相談窓口（電話、電子メール及び書信）の整備を行い、技能実習生からの各種相談対応を行っているほか、技能実習法第49条第1項に基づく技能実習生からの申告の受付を行うなどの技能実習生の保護に努めている。

また、受入企業の事業上の問題や人権侵害行為等の諸事情により、技能実習先において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更が可能であるところ、外国人技能実習機構においては、技能実習生からの相談対応や、監理団体向け実習先変更支援サイトの設立等による転籍先の紹介を実施しているほか、監理団体等が確保する宿泊施設に滞在することが困難となった技能実習生に対する一時宿泊施設の提供等、各種支援を実施している。

5 「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の設置

2018年11月16日、法務大臣の指示により、法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習法の施行状況の検証、運用の改善方策の検討等が行われた。

具体的には、失踪した技能実習生の実習実施機関等に対する実地調査、死亡事案に係る調査、失踪した技能実習生に係る聴取票の見直しを含む聴取票の在り方の検討、新制度の運用状況の検証及び運用の改善方策の検討が行われ、2019年3月29日、それらの調査・検討結果報告書が公表された。

同報告書において示された運用の改善方策のうち、主なものの概要は以下のとおりである。

○ 失踪、死亡事案等への初動対応の強化

外国人技能実習機構又は地方出入国在留管理官署が、事案発生後速やかに実地検査を行うなどし、技能実習生の賃金等に関する証拠を確認・保全するといった初動対応を強化する。

○ 聴取票の在り方の見直し

失踪した技能実習生に係る聴取票の様式を改善し、十分な聴取項目を設け、専門性を有する入国審査官が聴取を行う。

○ 関係省令の改正

特定技能制度の法務省令を参考に、技能実習制度でも、失踪に帰責性がある実習実施者は技能実習生の新規受入れを一定期間停止する措置及び口座振込み等の現実の支払額が確認できる方法による報酬支払いを求める措置を導入することに向け、省令等の改正を行う。

6 技能実習生の失踪を減少させるための施策

「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた改善方策に基づき、省令を改正し、2020年4月に、失踪に帰責性がある監理団体等の一定期間の新規受入れの停止措置及び技能実習生の口座への振込等による報酬支払いを求める措置を導入した。

また、これに加え、2019年11月には、技能実習生の失踪減少に向け、改善方策を更に充実させる施策を取りまとめた。主なものの概要は以下のとおりである。

○ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対する、帰責性等を踏まえた技能実習生の新規受入れの停止

失踪率や実地調査の結果を踏まえ、新規受入れに係る事業停止命令、監理団体許可の取消し、実習認定の取消し又は新規受入れに係る計画認定を行わないなどの措置を執る。

○ 失踪した技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表

不法就労外国人の摘発等を通じて、失踪した技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び告発事実の公表等を実施する。

○ 監理団体等への周知

2019年12月24日、監理団体及び団体監理型実習実施者に向けて、制度の厳格化についての周知文を直接送付するとともに、技能実習生への相談窓口の案内に係る依頼文を送付し、技能実習生に対して、外国人技能実習機構における相談体制の周知を行った。

第5章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

観光立国の実現に貢献するため、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人に対しては、円滑な入国審査の実施に努める一方で、安心して外国人と共生できる社会の実現のため、テロリストや不法就労等を企図する外国人に対しては、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止する必要がある。2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人に達し、過去最高を記録したところ、感染が国際的に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人旅行者数は大幅に減少したが、出入国在留管理庁においては、メリハリのきいた入国審査を実施することによって円滑化と厳格化という一見相反する目標を両立させるべく、取り組んでいる。

第1節 観光立国実現に向けた取組

1 バイオカートの導入

上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にするため、上陸審査待ち時間を活用して前倒して個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得するための機器、通称「バイオカート」を、2016年10月から、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。その後、2017年4月から2018年5月にかけて、成田空港等14空港に、2019年12月には羽田空港に、2020年1月には博多港及び比田勝港にも導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。

前年度に引き続き「観光ビジョン実現プログラム2019」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2019）（令和元年6月観光立国推進閣僚会議決定）においても、空港における入国審査待ち時間については20分以内を目指すとしてされているところ、審査待ち時間短縮方策の1つとして、バイオカートが活用されている。



バイオカートの利用風景

2 自動化ゲート

(1) 自動化ゲートの利用促進

事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けていること等）に該当する外国人については、自動化ゲートを利用することにより、一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国手続を受けることを可能とし、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。自動化ゲートは、2007年11月に成田空港に設置された後、2009年9月には、中部空港及び関西空港、2010年10月には、羽田空港にも設置されており、2019年度末現在、全国に70台設置されている。

自動化ゲート利用希望者登録については、2007年11月、東京出入国在留管理局及び同局成田空港支局の2か所から開始し、2009年9月には、名古屋出入国在留管理局、同局中部空港支局、大阪出入国在留管理局及び同局関西空港支局、2010年10月には、東京出入国在留管理局羽田空港支局へと拡大した。

また、2013年には自動化ゲートの利用希望者登録を促進するため、自動化ゲート利用希望者登録用機器を増設し、空港会社及び航空会社等の協力を得て空港施設内や機内誌に案内を掲載するとともに、都道府県旅券事務所等に赴いて「自動化ゲートモバイル出張登録」を行うなどし、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。



自動化ゲート



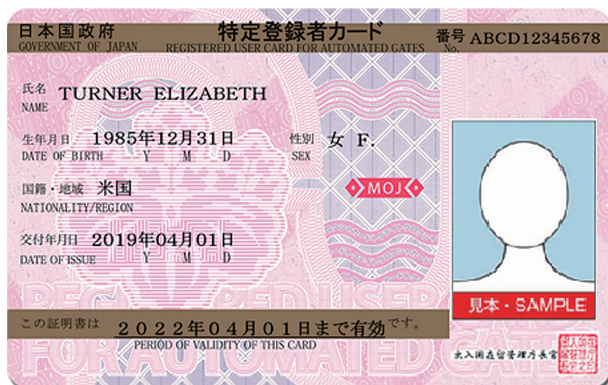
自動化ゲートモバイル出張登録風景

(2) トラストイド・トラベラー・プログラム

2016年11月1日、自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、在留資格「短期滞在」の活動を行おうとする者のうち、過去に一定回数以上の来日歴を有し、国内外の上場企業等に勤務する外国人ビジネスマンなど出入国管理上のリスクが低いと認められて登録された者にも拡大し、当該者の上陸許可証印を省略できるようにするとともに、同証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付するトラストイド・トラベラー・プログラムの運用が開始された。

また、日米間の出入国審査の迅速化に資するため、日米の入国管理当局間で具体的な運用を協議し、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に登録していることを前提として、トラストイド・トラベラー・プログラムの利用希望者登録を申請する米国人について、要件の一部に適合することを要しないこととしている。

2020年3月16日に、それまでのビジネスマンの登録要件を緩和するとともに、一定の要件を満たす観光客やトラストイド・トラベラー・プログラム登録者の家族（配偶者及び未成年未婚の子）にまで、利用希望者登録の対象を拡大した。



特定登録者カード表面

在留資格	Status	在留期間	許可年月日	在留期限	上陸港	
		Duration	Date of Permit	Until	Port of Landing	↑
短期滞在	Temporary Visitor	90days	01.APR.2019	30.JUN.2019	NARITA(1)	入国審査官
短期滞在	Temporary Visitor	90days	02.MAY.2019	30.AUG.2019	NARITA(2)	入国審査官
短期滞在	Temporary Visitor	90days	08.JUN.2019	30.SEP.2019	HANEDA	入国審査官

特定登録者カード裏面

(3) 日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入

観光立国の推進及び2021年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、更なる出入国審査の迅速化が求められていることから、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充てることにより、厳格な審査を維持しつつ、更なる円滑化を図ることとしている。

顔認証技術の活用にあたっては、2014年に実証実験を行い、外部有識者からなる「出入国審査における顔認証技術評価委員会」において、技術的な観点から、「顔認証技術を日本人の出帰国審査に活用することについて十分可能性がある」と評価できるとの評価を受けて所要の検討を行い2016年度及び2017年度の2か年で開発を行った上で、2017年10月18日、羽田空港に顔認証ゲートを先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始した。その後、2018年度から2019年度にかけて、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港に顔認証ゲートを導入し、日本人の出帰国手続において運用している。



顔認証ゲートの利用風景

(4) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大

「観光ビジョン実現プログラム2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）（平成28年5月観光立国推進閣僚会議決定）において、我が国の空港における出国手続に要する時間を短縮するため、外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大するとされた。これを踏まえ、2016年度に外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大に係る調査研究業務を行うとともに、外国人の出国手続における自動化ゲートの利用対象者の範囲や、システム改修が必要な事項、出国審査場における自動化ゲートの配置方法等について検討を行った。これらの調査研究及び検討の結果を踏まえ、日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、2019年7月24日、羽田空港を皮切りに、上記（3）の6空港において順次運用を開始している。

3 クルーズ船の乗客への対応

近年、我が国に寄港するクルーズ船の増加、大型化が顕著であるところ、クルーズ船を招致する自治体などから、寄港地での限られた停泊時間内に乗客が十分に観光等を行えるよう、到着後の手続の迅速化が求められており、出入国在留管理庁においては、2012年6月から、寄港地上陸許可を活用した審査方法の実施、システム改修を行った審査機器の利用及び全国規模での審査要員の応援などにより、円滑な審査の実施に努めてきた。

また、2015年1月1日から、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可制度の運用を開始するとともに、クルーズ船社への指導を強化するなどしているほか、船籍国の同意を得て、公海上のクルーズ船内での臨船審査の実施などにより厳格かつ円滑な審査を行っている。なお、2016年の船舶観光上陸許可数は約194万人、2017年は約245万人と増加傾向であったが、2018年は約234万人、2019年は約203万人と減少傾向となっている。



クルーズ船審査風景

4 審査待ち時間短縮のためのその他の取組

入国審査待ち時間短縮のためのその他の取組として、外国人が入国審査の際に入国審査官へ提出する外国人入国記録の簡素化（記載事項の一部の省略等）の実施（2016年4月1日施行）及び縦型審査ブースの導入によるブースの増設等を実施している。



縦型審査ブース

5 審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表

入国審査待ち時間の計測は各空港（ターミナル・審査場別）において、30分ごとに入国審査待ち列の最後尾の外国人旅行者に調査票を配布し、入国審査ブースに到達したときにその調査票を回収すること等により計測していた。この計測により一日の中で最大の審査待ち時間が発生した時間を当該空港における最長審査待ち時間とした上で、1か月の平均値を算出していたが、これまで最長入国審査待ち時間に関する積極的かつ定期的な公表は行っていなかった。

しかしながら、訪日外国人旅行者にとっては、入国審査待ち時間が我が国での滞在時間に影響を与えるため大きな関心事項であることなどを考慮し、2017年1月、出入国在留管理庁が保有する電子的データ等を活用した計測方法へ見直しを図った。これにより、各空港（ターミナル・審査場別）ごとの「入国審査待ち時間20分以内の達成率」及び「最長入国審査待ち時間・発生時刻」を計測することが可能となり、日々の計測結果を月単位でとりまとめた上で、法務省ホームページに毎月1回公表することとした。

(http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00117.html)

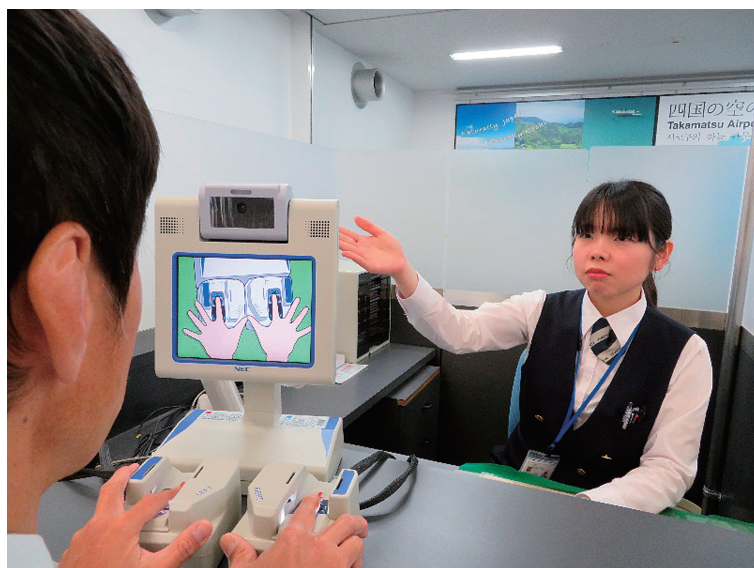
第2節 水際対策の強化

1 情報を活用した出入国審査

(1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施

2007年11月から、我が国に上陸しようとする外国人には、個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供が義務付けられている。これにより、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び出入国在留管理庁が保有する要注意人物リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となったほか、過去に退去強制歴がありながら偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、当庁が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見できるようになった。また、2016年10月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用による被退去命令者及び被退去強制者数は、入国審査における同情報の活用開始から2019年12月末までの累計で1万1,308人となっている。

他方、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、自己の指紋を傷つけたり手術を受けたりするなどして指紋を偽装し、又はこうした手口により偽造旅券を行使して不法入国したと見られる事案が発生している。そのような偽装指紋事案については、より適正に対応するため、機器の改修等により偽装指紋の看破に努めているほか、出入国在留管理庁が退去強制手続を執るだけでなく、刑事処分を含め厳格に対処する必要があることから、警察等捜査機関へ告発・通報を行っている。



個人識別情報を活用した入国審査風景

(2) ICPO 紛失・盗難旅券情報の活用

「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)において、テロの未然防止対策として、ICPO 紛失・盗難旅券データベースを入国審査の際に活用するためのシステムを導入・運用することが決定され、2009年8月から、ICPO 紛失・盗難旅券データベース照合システムを活用した審査を実施している。

出入国在留管理庁においては、同データベースを活用し、また、全国の主要空海港に配備した高性能の偽変造文書鑑識機器による旅券の鑑識を実施するなどして、紛失・盗難旅券を悪用するテロリストや我が国での不法行為を企図する者等による不法入国事案の発見・阻止に努めている。

(3) API 及び PNR を活用した入国審査

出入国在留管理庁においては、2007年2月以降、本邦に入る全ての船舶及び航空機の長に対しAPIの提出を義務付け、また、2010年2月からは、輸出入・港湾関連情報処理センターが運用する輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)経由で、空港に乗り入れる航空機のAPI等を電子的に受信することを可能として、APISを運用している。2017年6月からは、同情報の報告時期について、それまで原則「到着する90分前まで」とされていたものを、原則「本邦外の地域を出発した時から30分を経過する時まで」に改めたことにより、要注意人物の到着をより早期に把握することが可能となった。さらに、2020年7月からは、入港する船舶のAPIについてもAPISを運用しており、一層厳格かつ迅速な入国審査が実現している。

また、外国人入国者が大幅に増加する中、出入国管理上の要注意人物の入国を水際で確実に阻止するため、2015年1月から航空会社に対してPNRの報告を求めることができることとなり、2016年1月からは、NACCS経由でPNRの電子的な受領を開始し、入国審査に活用している。

2 情報収集・分析の強化

近年、アジアやアフリカを始め世界各地でテロが続発し、更に、紛争地での戦闘を経験した者の拡散も指摘されている中、2021年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、出入国在留管理庁には一層厳格な水際対策が求められている。

その一方で、観光立国推進に向けた各種取組が進められ、訪日外国人旅行者は引き続き増加傾向にあることから、テロの未然防止を含む厳格な入国管理と観光立国推進に向けた円滑な入国審査を高度な次元で両立させることが必要である。

出入国在留管理庁においては、2015年10月、出入国管理における情報収集及び分析の中核組織として設置された出入国管理インテリジェンス・センター（現・情報分析官）において、国内外の関係機関との情報共有を推進し、国際的なテロリスト等の情報等、各種情報を収集し、API や PNR を含めた出入国在留管理庁保有のその他情報と合わせて高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより円滑かつ厳格な水際対策を実施している。

3 空海港におけるパトロールの実施

我が国における主要空港内の直行通過区域（航空機を利用して入国する者が降機してから上陸審査場までの経路及び他の航空機に乗り換える者が搭乗までの間とどまることができる場所を合わせた国際空港内に設置される特別の区域）を悪用した第三国への不法入国事案が発生している。

そこで、成田空港等の直行通過区域を有する主要空港において、直行通過区域における入国警備官による組織的な巡回パトロール体制を強化し、不審者の監視や摘発を行っている。

また、個人識別情報を活用した上陸審査の導入以後、これを回避するため、過去に退去強制歴を有する者等が船舶を利用して不法入国するいわゆる密航事案の発生・増加が懸念されている。

それら不法入国者等の中にはテロリスト等がまぎれている可能性も否定できないことから、これらの事案に的確に対処するため、東京・名古屋・大阪・福岡の地方出入国在留管理局に入国警備官で組織する機動班（北日本機動班、東京湾岸千葉機動班、東京湾岸横浜機動班、中日本機動班、神戸機動班及び西日本機動班）を設置し、水際対策を強化している。機動班は、関係機関との連携を強化しつつ、不法出入国事案に係る情報の収集・分析・共有を図り、合同による各種訓練等を行っているほか、それぞれの管轄区域の海港や沿岸地域におけるパトロール及び入港船舶に対するサーチ、不法出入国事案に係る容疑者、関連容疑者及びブローカー等に係る調査や摘発を推進している。



パトロール活動風景



臨船サーチ風景

4 新型コロナウイルス感染症への対応

2019年12月以降、感染が国際的に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症に関し、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、水際対策の強化が重要となっている。

出入国在留管理庁においては、2020年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、当分の間、上陸の申請日前14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外国人や新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人等について、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどして、水際対策に万全を期している。

また、従前より、日本人と外国人とを問わず、本邦に到着した旅客が入国審査ブースにおいて体調不良等を訴えた場合には、再度検疫手続に戻って症状について相談するよう案内するなど検疫手続に協力してきたところ、このような従前からの協力に加え、検疫所との連携を一層強化し、上陸拒否の対象地域での滞在歴を厚生労働省検疫所と出入国在留管理庁で二重にチェックする体制を構築するなど、関係機関とも緊密に連携し、水際対策に万全を期している。

さらに、出入国在留管理庁においては、審査場等にアクリル板等の飛沫防止設備を設置するとともに、個人識別情報取得機器（バイオカード及び自動化ゲートを含む。）周辺に消毒液を配備し、同機器使用後の手指消毒の案内を徹底するなどしている。加えて、職員については、感染防止用品（マスク、手袋、ゴーグル等）の着用の徹底、感染防止用品の正しい付け方・外し方の周知、使用済み感染防止用品の廃棄ボックスの設置等の措置を徹底し、感染の防止に努めている。



新型コロナウイルス感染症対策

第6章 不法滞在・偽装滞在者への対策等

第1節 不法滞在者対策の実施

1 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組

2004年から始まった「不法滞在者5年半減計画」に基づき、各地方入国管理官署（当時）において、厳格な上陸・在留審査や不法就労防止に関する積極的な広報活動、摘発方面隊（後記2（1）参照）等による摘発の強化や入管法第65条に基づく身柄引取りの運用拡大、出国命令制度による不法滞在者の出頭の促進等の各種施策を積極的に実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、2009年1月には約13万人まで減少し、ほぼその目標を達成した。

入国管理局（当時）では、その後も、「新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築」をうたう「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の下、不法滞在者の一層の縮減に努め、その結果、2014年1月1日現在における不法残留者は、約5万9,000人にまで減少した。

しかし、2015年1月1日現在の不法残留者が22年ぶりに増加に転じ約6万人となった後、各年1月1日現在の数値としては6年連続で増加し、2020年1月1日現在には約8万3,000人となっている。

2 不法滞在者の更なる削減に向けた取組

上記の取組により、不法滞在者は一時着実に減少したが、政府を挙げての観光立国に向けた各種施策による外国人入国者数の急激な増加に伴い、今後もこれに応じて、不法残留者等も更に増加する可能性が大きいことなどから、これら不法滞在者の取締りのため相応の体制を維持しつつ、次の各取組を強化し、更なる不法滞在者の縮減に努めている。

（1）摘発の強化

出入国在留管理庁では、不法滞在者が多く存在している大都市圏を抱える地方出入国在留管理官署に摘発業務を専従とする「摘発方面隊」を設置するなど、当庁の摘発力を強化し、警察等関係機関との協力関係も強化して合同摘発を推進している。

また、不法滞在者の小口化・拡散化が顕著であることから、不法滞在者に係る各種情報の収集や分析等の充実に努めているほか、摘発対象に合わせて摘発に従事する入国警備官の編成を工夫するなど、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めている。

（2）出頭申しやすい環境の整備

出入国在留管理庁では、全国各地に存在する不法滞在者の自主的な出頭を促進するための対策として、出国命令制度を導入しているほか、「在留特別許可に係るガイドライン」^(注)の改訂や事例の公表、出頭申告を促進するための広報を行っている。

(注) 在留特別許可の透明性・公平性を更に向上させるため、出入国在留管理庁においては、「在留特別許可に係るガイドライン」を策定・公表している。同ガイドラインには、在留特別許可の許否判断に係る積極要素及び消極要素として考慮要素を詳細に記載しているほか、許否判断を行うに当たっての考え方を示している。(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan85.html)

出国命令制度とは、出国するため自ら出頭申告したことなどの一定の要件を満たす不法残留者について、退去強制手続とは異なり、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度（後記資料編1第5節5参照）であり、2019年中には8,702人が同制度に基づき出国命令書の交付を受けている。

他方、2006年に策定・公表した「在留特別許可に係るガイドライン」について、その運用の透明性をより一層高めるため、2009年7月にこれを改訂し、出頭申告した場合は在留の許否判断において積極要素として検討することとした。

これら出国命令制度、「在留特別許可に係るガイドライン」の改訂に関する積極的な広報による更なる周知にも努め、出頭申告しやすい環境を整備し、一層の自主的な出頭申告の促進を図っている（注）。

第2節 偽装滞在者対策の実施

1 偽装滞在者等について

「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、偽装滞在者対策は、不法滞在者対策とともに出入国在留管理行政上の重要な課題となっている。「偽装滞在者」は、表見上はあくまでも「正規滞在者」であることから、その実態を正確に把握することは困難であるが、実質的には不正な入国・在留を画策する者として、その増加が懸念されている。

在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は決して看過することのできない我が国の出入国在留管理行政の根幹に関わるものであることから、出入国在留管理庁としては、綿密な調査によってこの種の事案の実態の解明に努め、退去強制事由に該当する者には退去強制手続を執り、在留資格の取消事由に該当する者には在留資格の取消手続を執るなど、厳格な対応に努めている。

また、最近では、偽変造在留カードを行使したり難民認定申請を悪用するなどの事案も相当数発生するなど、その手口は悪質・巧妙化していることから、警察等関係機関と緊密に連携し、悪質事案については積極的に刑事処分を求める等して、それらの者に対して厳格に対応するとともにこのような事案の実態解明に向けた取組の強化に努めている。

2 偽装滞在者等への取締りの実施

(1) 情報の収集・分析の強化

偽装滞在者対策を推進するためには、情報の収集・分析に基づく摘発等の効果的な取締りがより一層重要となってくる。

そのため、出入国在留管理庁においては、一般の方から寄せられる多数の情報を活用するほか、外国人の所属機関等からの届出情報、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報、関係

（注） 広報活動の例

- ① 「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施し、不法就労防止に係る広報を行っている。
- ② 法務省や出入国在留管理庁のホームページに「出頭申告のご案内」を掲載し、帰国を希望する者、日本での在留を希望する者のいずれに対しても、出頭申告することのメリット及び出頭後の手続を分かりやすく案内している。（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html）

機関から共有される情報等、各種情報を活用した高度な情報分析を行うことによって、外国人の在留状況及び就労状況を的確に把握するとともに、分析結果を地方出入国在留官理官署で活用することにより、効果的な偽装滞在者の発見、摘発等を行い、それらの者に対して厳格に対応している。

(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応

偽装滞在者の縮減に努めるべく、調査の結果、我が国での活動内容に制限がある在留資格をもって在留する者が、付与された在留資格に属さない就労活動を専ら行っていることが判明した場合には、資格外活動違反者として退去強制手続を執っている。

また、退去強制事由に該当しない場合であっても、入国警備官と入国審査官が協働してその実態解明に努め、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消手続を執るなど、取締りの強化に努めている。

3 不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応

入管法第24条の退去強制事由には、他の外国人に不正に在留の許可等を受けさせる目的で偽変造又は虚偽等の文書を作成・提供等した者、他の外国人に不法就労させた者、偽造の在留カードを行使の目的で所持したり、在留カードを偽造・提供等した者等が対象として規定されており、出入国在留管理庁では、警察等関係機関と緊密に連携しつつ、これらの規定を適用して不法滞在や偽装滞在に関与するブローカーを積極的に摘発するほか、不法就労助長事犯に関与する悪質な雇用主に対して厳格に対応している。

4 在留カードの偽変造対策

2012年7月から開始された新しい在留管理制度において、中長期在留者に対して在留カードを、特別永住者に対しては特別永住者証明書を交付しているところ、これらは証明書としての性格を有するものであり、その社会的信用性を保護する必要性が高いことから、券面に様々な偽変造防止対策が施されている。しかし、近年、券面の偽変造技術が精巧化し、失効情報照会の仕組みを悪用した偽変造在留カード等作成事案も発生するなど、偽変造防止対策の強化が急務となっている。

そこで、2020年12月中に、スマートフォン等で在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する、ICチップデータ読取アプリケーションを導入し、出入国在留管理庁ホームページ等において無料配布する予定である。

コラム 入管行政の最前線から（違反調査業務担当入国警備官の声） （東京出入国在留管理局調査第二部門：大山 未紗）

東京出入国在留管理局調査第二部門は、外国人ブローカー等の背後組織が関与する事案の違反調査及び摘発業務を行っており、私は主に人身取引事案の違反調査及び摘発を担当しています。

人身取引とは、加害者が被害者を自己の支配下に置いて利益を搾取するなどの犯罪行為です。これまで当局で扱った人身取引事案では、加害者が被害者の逃走防止のために旅券を取り上げた状態で不当な借金を負わせ、労働や売春行為を強要し、利益を搾取しているケースが見受けられます。人身取引は重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速かつ適切な対応が求められます。そのため、事案によっては勤務時間が不規則になってしまうことも少なくありませんが、フレックスタイム制度の有効活用や計画的な年休取得を推進することでワークライフバランスを心掛けています。

私が、違反調査において意識していることは、相手の事情をよく把握し、相手が落ち着いて供述できる環境を整えることです。特に人身取引事案の被害者は女性である場合が多いため、同性として相手の気持ちに寄り添い、事情を聴取することを心掛けています。また、母国語の女性通訳人を同席させるなどして相手が安心できるように配慮もしています。

違反調査は、文化や価値観の異なる外国人から話を聴取するため、その難しさを感じることもあります。人身取引事案に限らず、失踪技能実習生や偽装結婚などの偽装滞在事案についても調査することで、グローバル化の一側面についても見識を深めることができると考えています。

現在、日本は多くの外国人を受け入れ、外国人との共生社会の実現を目指しています。しかし、その一方で犯罪の温床となってしまうような外国人ブローカーや偽装滞在者の存在にも目を向ける必要があります。それらを取り締まり、日本のグローバル化を支えていくことが入国警備官の使命であると考えています。日本の治安維持と適正な出入国在留管理行政のため、これからも尽力してまいります。



違反調査業務担当入国警備官

第3節 処遇の適正化に向けた取組

1 被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組

出入国在留管理庁では、2010年9月の日本弁護士連合会との合意により、収容に関連する諸問題について、より望ましい方策等を実現するための協議を開始しており、今後も同連合会と継続的な協議を行うこととしている。既に、弁護士による被收容者の法律相談等の取組を同連合会とともに進めており、入国者収容所等の被收容者に関し、弁護士会による定期的な電話相談や出張による法律相談が実施されているところである。

また、退去強制令書が発付されているものの、病気治療や訴訟の提起、旅券の取得が困難であるなど送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たないような場合には、仮放免の積極的な活用により、収容の長期化をできるだけ回避するような取組を行っている。

さらに、各収容施設の実情を勘案しつつ、保安上の支障がない範囲内において開放処遇の時間を延長したり、戸外運動や入浴の時間を伸長するなどしているほか、東日本入国管理センターにおいては2011年6月から、東京出入国在留管理局においては2018年9月から、精神科医師を招いて定期的な診療を行うなど、被收容者の人権により一層配慮した処遇に努めている。

2 入国者収容所等視察委員会の活動等

入国者収容所等視察委員会は、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等の運営の改善向上を目的に設けられ、東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の2か所に設置されている。各委員会は全国24か所（2020年3月末現在）の入国者収容所等及び出国待機施設を分担して、施設の視察や被收容者等との面接、被收容者等が提案箱に投函した意見・提案の確認及び会議を実施し、これらを踏まえ、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）に意見を述べている。

2019年4月から2020年3月までの1年間においては、全国の対象施設で延べ17回の視察、143件の面接が行われ、所長等に対し64件の意見が述べられており、各委員会から提出された意見については、所長等が速やかに検討を行い、対応可能なものから措置を講じるよう努めている。

なお、委員については、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が非常勤職員として任命することとされており、具体的には、学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者、国際機関関係者及び地域住民代表などの幅広い分野の有識者の中から、委員会ごとに10人以内の委員が任命されている。

また、入管法の規定に基づき、同委員会が述べた意見及びこの意見を受けて所長等が講じた措置の内容等を取りまとめ、毎年、その概要を公表している。

第4節 被退去強制者の送還促進

1 送還忌避者の安全・確実な送還の実施

近時、退去強制令書が発付された被退去強制者で、本邦における就労等を理由に送還を忌避する者（送還忌避者）の増加が問題となっている。

出入国在留管理庁では、このような送還忌避者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する者には、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便で送還するほか、より安全・確実な送還のためチャーター機を利用した集団送還を実施している。

また、送還を忌避する者の中には、帰国後の生活不安を理由にする者もいるところ、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、IOM 駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。

2 チャーター機を利用した集団送還の実施

送還忌避者に対しては、できるだけ自らの意思で帰国するよう再三にわたり説得に努めているところ、それでもなお送還を忌避する者については、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便を利用した送還を実施してきた。

しかしながら、定期就航便を利用した送還は、被送還者が機内で大声を出すなどの迷惑行為に及んだりした場合、機長の判断により搭乗を拒否されて送還が実施できない場合があるほか、仮に搭乗ができた場合にも、一般の旅客に迷惑を掛けるなど民間航空会社に多大な負担を掛ける実情があった。

そのため、2013年から、機長から搭乗を拒否されることなく安全・確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施しており、2019年度末までに計8回（チャーター機運航先は5か国）、延べ339人を送還している。

3 IOM 送還プログラムの利用促進

一方で、退去強制されることが決定した者の中には、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者もいる。

これらの者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、IOM 駐日事務所の協力を得て、2013年度から自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。本プログラムは、帰国後の職業紹介や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、被送還者の自主的な帰国を促すものである。

これまで、複数の家族や個人が本プログラムの適用を受けてアジアを始めアフリカや南米等に帰国しており、帰国後はそれぞれの現地の IOM 事務所による生活・就労・就学支援等が行われている。

出入国在留管理庁では、引き続き IOM と協力して本プログラムを実施し、被送還者の自主的な帰国及び本国での社会復帰を促進することとしている。

コラム

**入管行政の最前線から（警備業務全般を担当する入国警備官の声）
（福岡出入国在留管理局警備部門：松熊 孝浩）**

私は、福岡出入国在留管理局警備部門に所属し、主に被收容者の処遇や收容施設の警備等の処遇業務、退去強制令書が発付された外国人を送還する執行業務を担当しています。東京・大阪・名古屋といった大規模な地方出入国在留管理局においては、処遇業務や執行業務をそれぞれ専門とする部門で業務分担しています。しかし、当局のような小規模局では、限られた人員で業務に従事する必要があるため、処遇業務の「入出所手続」、「面会の立会い」等、執行業務の「送還に係る航空券の手配」、「送還時の護送」等のような複数の業務も従事しています。

担当業務以外にも「退去強制事由該当容疑の外国人の取締り」、「港湾等のパトロール」等の業務に従事することがあるため、入国警備官として臨機に対応する能力が求められます。そのため、常に新たな知識を習得しなければならず、苦勞する面も多々ありますが、警備部門の職員全員が協力することにより円滑な業務遂行に努めています。業務を通じて、職員間の連携や結束力の強さを感じることができるのは小規模局ならではの思いです。

当局特有の業務としては、尖閣諸島周辺海域における警戒活動があります。2012年8月には、中国人活動家等14人による不法上陸等事案が発生しました。本庁、海上保安庁及び警察等と連携し、那覇支局の入国警備官とともに警戒活動に当たっています。尖閣諸島周辺海域では中国公船が領海侵入を繰り返しているため予断を許さない状況にあり、私もこれまでに3度、警戒活動に従事しましたが、まさに入国警備官として公共の安全・秩序を守る業務の一翼を担っていることを実感できました。

今後も入管職員として、入国審査官、また関係機関と連携・協力して、適正な出入国在留管理行政を行えるように努めていきたいと思っています。



警備業務全般を担当する入国警備官

第5節 「収容・送還に関する専門部会」における議論・検討

適正な出入国在留管理行政を実現するためには、退去強制令書の発付を受けた者を迅速に送還する必要があるところ、国外への退去を命じられているにもかかわらず、様々な理由により頑なに送還を忌避する者が相当数存在している。

送還忌避者の増加は、我が国の社会にとって好ましくない外国人を強制的に国外に退去させるという退去強制制度の趣旨を没却するばかりか、退去強制を受ける者の収容の長期化の主要な原因ともなっている。

そのため、これらを防ぐための方策や収容の在り方についての十分な検討が必要と考えられたことから、2019年10月、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に、「収容・送還に関する専門部会」が設置され、法整備を含む具体的な方策について議論・検討が行われた。

そして、その検討結果は、「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」として取りまとめられ、2020年7月14日、法務大臣に報告書が提出された。

出入国在留管理庁としては、当該報告書の内容について速やかに検討を行い、具体化した施策の実行に努めることとしている。



「収容・送還に関する専門部会」会合の風景（オンライン方式）

第7章 難民の適正かつ迅速な保護の推進

第1節 難民認定制度の見直し

1 難民認定制度の運用の見直し

(1) 概要

難民認定制度については、近年の難民認定申請数の急増や、我が国での就労や定住を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請の存在により、案件全体の審査期間が長期化し、真の難民を迅速に保護する上で支障が生じるなどの問題が生じていた。一方で、難民であるかどうかの認定判断の明確化などについても課題とされていた。

そこで、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書上の提言の趣旨を踏まえ、難民認定制度の運用を見直すこととし、2015年9月15日、「難民認定制度の運用の見直しの概要」として公表した。

(2) 適正な制度運用

見直しの内容は、①保護対象、認定判断及び手続の明確化、②難民認定行政に係る体制・基盤の強化、③難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応であり、これまでの主な取組は以下のとおり。

① 保護対象、認定判断及び手続の明確化

難民認定者数等に係る報道発表において、難民と認定した事例、難民と認定しなかった事例それぞれ判断のポイントを明示していたが、2016年以降は人道配慮により在留許可を行った事例も公表し、同様の取組を行っている。

また、2017年3月から、親を伴わない年少者、重度の身体的障がいや有する者、精神的障がいや有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを試行している。

② 難民認定行政に係る体制・基盤の強化

2015年以降、UNHCRの協力を得て管理者クラスを対象とした難民認定実務者研修を実施しているほか、これまで定期的に実施している難民認定申請者の出身国情報に関する研修、事例研究等の実務研修についても、内容の充実を図るなどして難民調査官等の育成・能力向上に取り組んでいる。

また、2017年5月に出身国情報の収集・分析に従事する職員（COI担当官）を設け、その後、複数の同担当官による体制を整え、UNHCRの協力の下、出身国情報等の収集や共有を強化している。

③ 難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応

2015年9月から、真の難民の迅速かつ確実な保護のため、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張する事案など難民認定制度の濫用・誤用的申請については、本格的な調査に入る前の段階で振り分け、難民調査官による事情聴取等申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を行うとともに、濫用・誤用的な申請を繰り返す再申請者への就労を認めない措置（以下本節において「就労制限」という。）や在留を認めない措置（以下本節において「在留制限」という。）を開始した。

なお、申請の振分けに関しては、案件処理の適正性を確保する観点から、外部の専門家で構

成される難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議による検証を実施した。

2 入管法施行規則の改正による制度の見直し

2017年6月、入管法施行規則の一部を改正する省令の施行により、法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等が地方入国管理局長（当時）に委任された。また、再申請用の難民認定申請書様式の新設により、案件の振分け及び就労制限や在留制限に係る判断を効率的に行い、案件処理過程の合理化を図った。

3 難民認定制度の運用の更なる見直し

(1) 背景

前述のとおり、2015年9月以降、濫用・誤用的な難民認定申請については迅速に処理するとともに、我が国での就労等を目的として難民認定申請を繰り返すような申請者に対しては、申請の内容に応じて、就労制限や在留制限を執ってきた。これらの措置は、難民認定申請を繰り返す再申請者を対象とするものであり、再申請の抑制に一定の効果を発揮したものの、依然として、初回申請者による濫用・誤用的な申請が急増し、2014年に5,000人であった難民認定申請者数が、2017年には約4倍の1万9,629人と過去最高となり、真の難民の迅速な保護に支障を生じる事態となっていた。

そこで、そのような事態を改善するため、(2)のとおり、正規滞在中に申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用を含む難民認定制度の運用の更なる見直し（以下本節において「運用の更なる見直し」という。）を行い、2018年1月から実施している。

(2) 概要

運用の更なる見直しの内容については、以下のとおり。

① 振分け期間の設定

申請の受け付け後に案件の内容を振り分ける期間（2月を超えない期間）を設け、その振分け結果を踏まえて、速やかに在留資格上の措置（在留許可、在留制限、就労許可、就労制限）を執ることとする。

② 難民該当性が高い申請者への更なる配慮

難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者については、これまで難民認定申請から6月経過後に就労可能な「特定活動」（6月）を許可していたが、今般の更なる見直しにより、申請案件の振分け後、速やかに就労可能な「特定活動」（6月）を許可することとし、より迅速な保護を図る。

③ 濫用・誤用的な申請への更なる厳格な対応

ア 初回申請について

(ア) 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者については在留制限を執ることとする。

(イ) 在留制限をしない場合でも、失踪した技能実習生や退学した留学生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った申請者や、出国準備期間中に難民認定申請を行った申請者については、就労制限を執ることとする。また、この場合の在留期間は、従前の「6月」から「3月」に短縮する。

イ 再申請について

原則、在留制限を執ることとする。

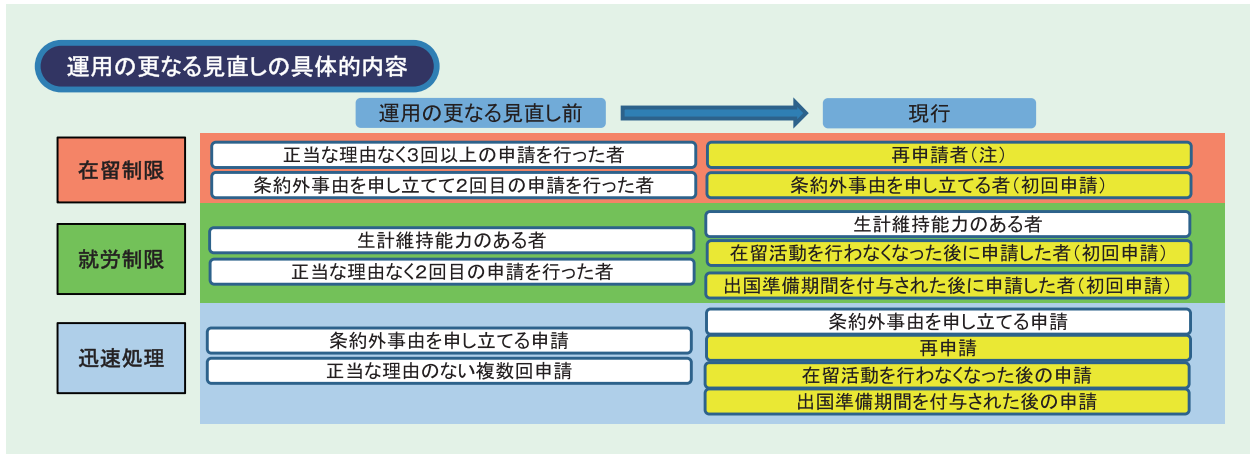
ただし、再申請者であっても、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又

は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者については、上記②にある保護を図る。

ウ 迅速処理について

上記ア及びイの対象となる難民認定申請者の案件については、迅速な審査を行い、早期に処理することとする（図表79）。

図表79 難民認定制度の運用の更なる見直しの概要



(注) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者を除く。

4 難民認定制度の運用の見直し後の状況

これらの取組の結果、フィリピンやベトナムといったアジア近隣諸国からの申請者を中心に近年急増してきた難民認定申請者数は、2018年に大幅な減少に転じた後、2019年も僅かながら減少が続き、1万375人（2017年比約47%減）となった。その一方で、難民認定者数は増加しており（2017年は20人、2018年は42人、2019年は44人）、これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るという目的にかなう一定程度の効果を上げている。

しかしながら、依然として濫用・誤用的な申請が相当数見受けられていることから、問題の抜本的解決に向け、これまでの取組の効果を踏まえつつ、濫用・誤用的な申請を更に抑制するための方策等について、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。

第2節 第三国定住による難民の受入れ

1 2019年度までの受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるものであり、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つと位置付けられ、UNHCRは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民（第三国定住難民）の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、2008年12月に第三国定住難民の受入れの導入に関する閣議了解^(注1)がなされた。この閣議了解等^(注2)に基づき、関係行政機関は相互に協力し、パイロットケースとして2010年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約30人受け入れ、定住支援を実施した後、様々な角度から調査・検証等を行い、その結果を踏まえて、今後の受入れ体制等につき更なる検討を行うこととされた。

その後、難民対策連絡調整会議^(注3)の下で開催された「第三国定住に関する有識者会議」による報告書（2014年1月）の内容を踏まえて、2014年1月、今後の方針について閣議了解^(注4)がなされ、2015年度以降は、この閣議了解等^(注5)に基づき、第三国定住難民の受入れを本格実施し、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとされた。

出入国在留管理庁は、主に受け入れる第三国定住難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしているところ、タイにおいては、2010年度から2014年度までの間に18家族86名のミャンマー難民を受け入れ（2012年度は来日が決定していた家族がいずれも来日前に辞退）、マレーシアにおいては、2015年度に6家族19名を、2016年度に7家族18名を、2017年度に8家族29名を、2018年度に5家族22名を、2019年度には6家族20名のミャンマー難民を受け入れ、2010年度から2019年度までの10年間に合計50家族194名を受け入れた。

2 2020年度以降の受入れ

2018年10月、引き続き第三国定住難民の受入れを実施していくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等についての検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る検討会が設置^(注6)され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、2019年6月28日、2014年1月の閣議了解を一部変更した^(注7)。この変更等^(注8)により、2020年度以降、第三国定住による難民の受入れ対象をアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）に拡大し、家族単位での受入れに加えて単身者も受け入れること、受入れ人数についても年に約60

(注1) 平成20年12月16日閣議了解「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」

(注2) 上記閣議了解及び平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」

(注3) 難民をめぐる諸問題について、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討するため内閣に設置。議長は内閣官房副長官（事務）。出入国在留管理庁次長が構成員。

(注4) 平成26年1月24日閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」

(注5) 上記閣議了解及び平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」

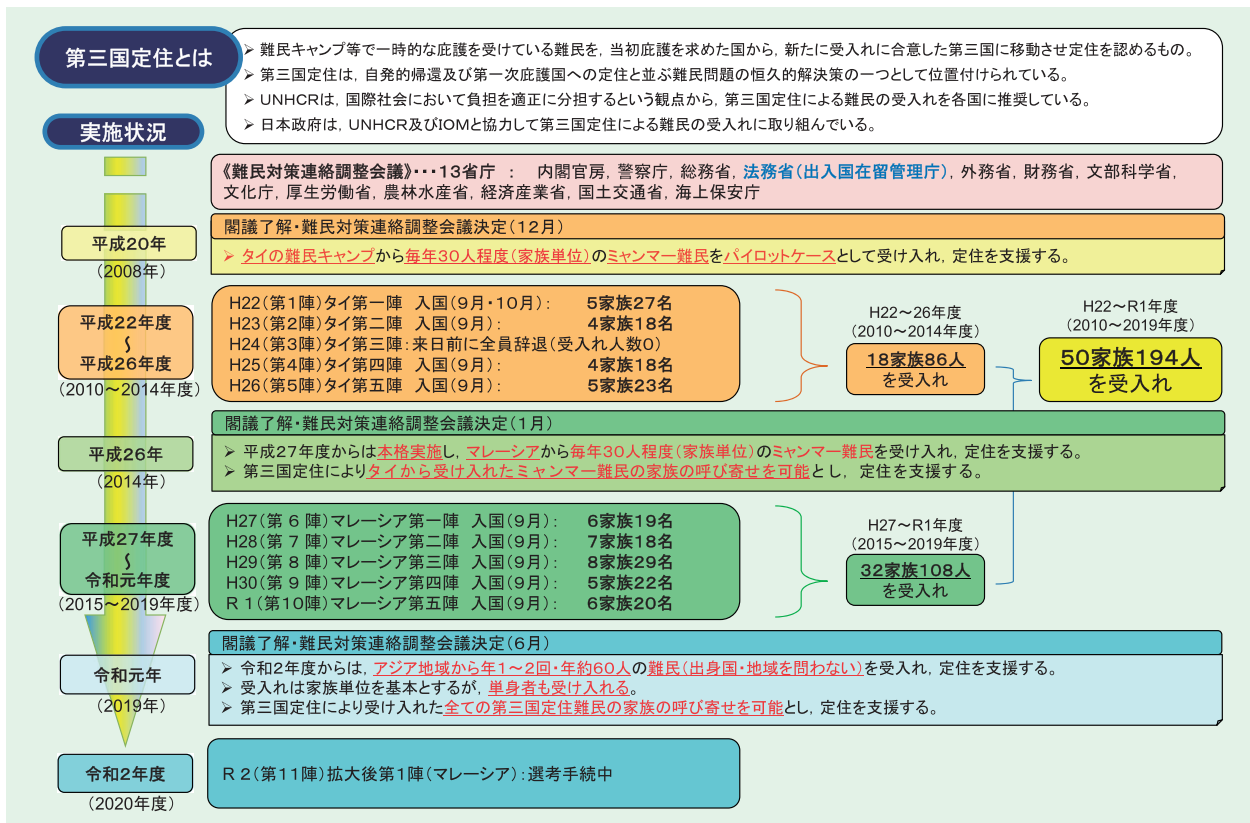
(注6) 平成30年10月22日難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会について」

(注7) 令和元年6月28日閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について（一部変更）」

(注8) 上記閣議了解の一部変更を受け、令和元年6月28日付けで、上記難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」を一部改正

人（受入れ回数も年に1回から2回に変更）の範囲内に拡大すること、また、家族呼び寄せの対象を第三国定住により受け入れた難民の親族とすることなどの決定がなされたところ、出入国在留管理庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き適切に役割を果たし、同難民の円滑な受入れに努めることとしている。

図表80 第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績



第3節 民間支援団体との連携の推進

難民関連行政については、民間又は法律家の立場で難民保護を推進する者との協議を通じて具体的改善を見いだすことや、市民団体と連携及び協働することによって、より良い施策の実現に取り組んでいく必要があると考えられる。

そこで、入国管理局（当時）は、2012年2月10日、難民認定手続を始め入国管理局が所掌する難民関係の行政に関する改善点を探る協議や、難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換等を行っていくこと等について、難民を支援する団体・NGOのネットワーク組織である特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結した。

この覚書を踏まえての三者の協議により、2012年4月から2014年3月までの間、成田国際空港において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、入国管理局からなんみんフォーラムに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可又は仮滞在許可をする「パイロットプロジェクト事業」を実施した。

その後、三者間の協議を経て、現在、同事業と同様の措置を成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港において実施しており、2017年3月からは、これらの空港支局から東日本入国管理センター、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局又は大阪出入国在留管理局に移送され、移送先の官署で仮滞在許可又は仮放免許可に関する判断を行う場合も、同措置の対象としているところ、2019年までに38人（パイロットプロジェクト事業の対象者及び同事業の開始以前に同様の措置を執られた者を含む。）が同措置の対象者となった。

第8章 国際社会及び国際情勢への対応

第1節 条約締結等への対応

1 各国とのEPA締結交渉への主な対応

EPAとは、締約国間における貿易の自由化・円滑化を促進し、関税やサービス貿易、投資、知的財産、人的交流等、各種経済分野の政策の調和や規制の緩和、協力等を目的とした協定であり、出入国在留管理庁は、これまでに、日本とシンガポール(2002年11月発効)、メキシコ(2005年4月発効)、マレーシア(2006年7月発効)、チリ(2007年9月発効)、タイ(2007年11月発効)、インドネシア(2008年7月発効)、ブルネイ(2008年7月発効)、フィリピン(2008年12月発効)、スイス(2009年9月発効)、ベトナム(2009年10月発効)、インド(2011年8月発効)、ペルー(2012年3月発効)、オーストラリア(2015年1月発効)、モンゴル(2016年6月発効)、TPP(2018年12月発効)、EU(2019年2月発効)等とのEPA締結交渉に参加し、「自然人の移動」分野において対応を行ってきた。

2020年4月1日現在、RCEP、日英EPA等の締結交渉に参加している。

2 EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ

二国間の経済活動の連携の強化の観点から、EPAに基づき、インドネシアからは2008年度、フィリピンからは2009年度、ベトナムからは2014年度に、看護師や介護福祉士の国家資格取得を目指す看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始した。2019年度までのEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ人数は、インドネシアからは2,783人、フィリピンからは2,592人、ベトナムからは1,109人となっている。

3 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(国際人権A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(国際人権B規約)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、「児童の権利に関する条約」(児童の権利条約)、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)及び「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)の実施状況等に関する政府報告について、出入国在留管理庁では、出入国在留管理行政に関する観点から報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップに関わっている。

第2節 国際会議・国際交流

1 国際会議への対応

国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する上級専門家会合「G7ローマ・リヨングループ」のサブグループの一つである移民専門家会合では、G7が協力して取り組むべき不法移民対策、偽変造文書対策等について議論が行われている。

2019年10月にはフランスにおいて同会合が開催され、出入国在留管理庁から職員が出席して各国の入国管理当局の担当者と情報・意見交換を行った。

また、出入国在留管理庁では、上記の国際会議以外にも、人身取引対策に関する政府協議調査団への参加により近年の人身取引対策への取組について情報交換するとともに、領事当局間協議等に出席して積極的に我が国の立場を説明し、各国との協力関係の構築に努めているほか、IATA・CAWG等、多国間での情報共有や意見交換を目的とした会合にも参加している。

2 国際交流

出入国在留管理庁では、諸外国の入国管理当局との様々なレベルでの意見交換や、諸外国の関係機関からの視察の受入れを行うなど、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

韓国の入国管理当局との間では、出入国在留管理会合を相互に開催し、また、台湾との間では、(公財)日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が相互に開催している出入国管理会合に参加し、相互の取組に係る情報共有や意見交換を行っている。また、オーストラリアの入国管理当局との間では、2016年8月に、インドネシアの入国管理当局との間では2019年10月に、それぞれ両当局間の協力関係強化等の枠組み構築に係る協力文書を締結し、今後、国境管理や出入国手続の円滑化に関する情報の共有、両当局職員の専門能力開発等における協力を強化していくこととしている。

この他、2019年度においては、韓国、シンガポール、スウェーデン等の関係者が出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局等を訪問し、意見交換や視察等を行った。

第9章 広報活動と行政サービスの向上

第1節 広報活動の推進

出入国在留管理行政の円滑な遂行のためには、国内外への広報活動・啓発活動が果たす役割は大きいと認識しており、従来から積極的な広報活動等に努めている。主な広報活動としては、出入国在留管理行政の実情や新たな制度又は手続の変更等について情報提供を行うことが挙げられる。

出入国在留管理行政の実情については、出入国者数や在留外国人数、不法残留者数、難民認定申請者数等の出入国在留管理行政に関する統計を報道発表し、法務省ホームページにも掲載・案内している。また、在留特別許可の事例や在留審査及び難民認定審査の平均処理期間、空港における入国審査待ち時間といった情報も公表し、出入国在留管理行政の現況を広く理解していただけるよう努めている。

また、出入国在留管理制度や手続案内についても積極的に広報しており、顔認証ゲートの利用案内や、改正入管法、技能実習法等の法改正に伴った制度案内等について、法務省又は出入国在留管理庁ホームページに掲載したり、ポスターやリーフレットを配布するなどして、その周知を図っている。加えて、各種広報動画を作成し、ホームページ上で案内している。

さらに、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、毎年6月、政府の「外国人労働者問題啓発月間」の一環として「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施しており、一般国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、本問題に対する正しい理解を深めてもらい、その協力を得るよう努めている。



自動化ゲート利用促進のための広報風景



不法就労外国人対策キャンペーン風景



出入国在留管理庁の組織と業務紹介動画



外国人の受入れ及び共生に関する取組紹介動画



空港における広報活動

第2節 行政サービスの向上

1 外国人への案内サービス

我が国と本国との生活様式・風俗習慣・言語などが異なっていることから、入国・在留手続やその他日本の法律、社会制度などに不案内な外国人も少なくなく、そのような場合の相談及び情報の提供のため、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し、外国人及び本邦の関係者に対して、入国関係諸手続、在留関係諸手続や各種書類の記載要領等の案内を行っている。

このインフォメーションセンターは、仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、同局横浜支局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、同局神戸支局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に設置され、英語のほか韓国語、中国語、スペイン語等様々な言語で、相談に応じている。また、札幌出入国在留管理局、高松出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局那覇支局には相談員を配置し、インフォメーションセンターと同様のサービスを提供している。



外国人在留総合インフォメーションセンター

2 出入国在留管理庁ホームページ

出入国在留管理庁では、2002年3月、ホームページ (<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>) を開設し、入国・在留手続等のQ&Aや、地方出入国在留管理官署の所在地、連絡先、窓口開設時間等の情報提供を行ってきたところ、2016年1月にはホームページを刷新し、サイト内検索機能や文字サイズ変更機能を新たに実装したほか、スマートフォン向けサイトを展開するなど、ユーザビリティ及びアクセシビリティの向上を図り、国内外に対する情報発信力を強化した。

また、外国人への情報提供の充実を図るため、2005年度以降、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語への翻訳に取り組んでおり、その内容を段階的に充実させることにより、外国人にとっても利便性の高いものとなるよう配慮している。



出入国在留管理庁ツイッター QR コード

3 出入国在留管理庁公式 SNS

(1) 出入国在留管理庁公式ツイッター

出入国在留管理庁では、広報活動の一層の充実を図るため、出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理官署ごとにそれぞれツイッターアカウントを取得し、2016年3月から運用している。

出入国在留管理庁公式ツイッターでは、ホームページの更新情報や新たな制度案内等を中心に発信しているところ、地方出入国在留管理官署の公式ツイッターでは、在留審査窓口への来庁者があらかじめ待ち時間の目安が分かるよう、待ち時間情報をリアルタイムに発信しているほか、空港内等で行われる各種イベントやキャンペーンの告知等も行っている。

(2) 出入国在留管理庁公式フェイスブックページ

前述に加え、更なる積極的な広報活動を実現するため、2020年7月からフェイスブックページを運用している。

出入国在留管理庁公式フェイスブックページでは、在留外国人への支援に係る内容を中心に掲載しているほか、ツイッターと同様、新たな制度案内や緊急性の高い内容等も掲載し、各種施策の周知や呼びかけを行っている。

○出入国在留管理庁公式ツイッターアカウント一覧

運用主体	アカウント名
出入国在留管理庁	MOJ_IMMI
札幌出入国在留管理局	IMMI_SAPPORO
仙台出入国在留管理局	IMMI_SENDAI
東京出入国在留管理局	IMMI_TOKYO
東京出入国在留管理局 成田空港支局	IMMI_NARITA
東京出入国在留管理局 羽田空港支局	IMMI_HANEDA
東京出入国在留管理局 横浜支局	IMMI_YOKOHAMA
名古屋出入国在留管理局	IMMI_NAGOYA
名古屋出入国在留管理局 中部空港支局	IMMI_CHUBU
大阪出入国在留管理局	IMMI_OSAKA
大阪出入国在留管理局 関西空港支局	IMMI_KANSAI
大阪出入国在留管理局 神戸支局	IMMI_KOBE
広島出入国在留管理局	IMMI_HIROSHIMA
高松出入国在留管理局	IMMI_TAKAMATSU
福岡出入国在留管理局	IMMI_FUKUOKA
福岡出入国在留管理局 那覇支局	IMMI_NAHA
東日本入国管理センター	IMMI_HIGASHI
大村入国管理センター	IMMI_OMURA

○出入国在留管理庁公式フェイスブックアカウント

運用主体	アカウント名
出入国在留管理庁	ImmigrationServicesAgency.MOJ



出入国在留管理庁公式ツイッター



出入国在留管理庁公式フェイスブック